

川 監 委 発 第 2 2 3 号
令 和 3 年 3 月 2 6 日

川 越 市 長 川 合 善 明 様
川 越 市 議 会 議 長 片 野 広 隆 様

川 越 市 監 査 委 員 牛 窪 佐 千 夫
同 石 川 隆 二
同 山 木 綾 子
同 大 泉 一 夫

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 7 項 の 規 定 に 基 づ き 、 財 政 援 助 団 体 等 監 査 を 執 行 し た の で 、 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 、 そ の 結 果 に 関 す る 報 告 を 提 出 す る 。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

指定管理者

特定非営利活動法人 川越市東部地域ふれあいセンター運営協議会
所管部局

市民部 地域づくり推進課

1 組織

NPO法人「川越市東部地域ふれあいセンター運営協議会」の組織は、役員として、代表理事、副代表理事2名、理事12名、監事3名のもと、事務局長（施設長）、事務局主任（常勤職員）及び事務局職員（パートタイム職員）7名を置いている。

2 事業の概要

川越市東部地域ふれあいセンター運営協議会は、コミュニティ活動を推進することにより、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的に、同センターの管理運営を行っている。

3 市との関係

川越市東部地域ふれあいセンター運営協議会は、川越市より指定管理者の指定を受け、同センターの管理運営を行っている。

第3 監査の期間

令和2年11月5日から令和3年3月26日まで

第4 監査の方法

令和元年度及び令和2年度（4月から11月まで）の川越市東部地域ふれあいセンター運営協議会の指定管理業務に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、提出された監査資料及び関係書類に基づき、所管課職員及び同センター職員から監査重点事項に係る説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査を執行した監査委員

牛窪佐千夫、石川隆二、山木綾子、大泉一夫

第6 監査の結果

監査重点事項の指定管理業務に係る出納及びその他の事務については、指定管理に係る関係法令、協定書等に従い、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

1 指定管理料の精算残金について

令和元年度分精算残金について、指定管理者からの報告を4月中に受けたにもかかわらず、所管課の戻入処理が出納整理期間内に間に合わなかったため、令和2年度会計の過年度分として収入処理がされていた。

今後、所管課においては、指定管理料の戻入が生じた際には、適切な会計処理を行うよう要望する。